

伏見地域「学区の安心安全ネット継続応援事業」補助金交付要綱

平成 23 年 9 月 22 日 制 定
平成 24 年 4 月 2 日 一部改正
平成 28 年 4 月 1 日 一部改正
平成 30 年 6 月 1 日 一部改正
令和 元年 6 月 1 日 一部改正
令和 2 年 6 月 1 日 一部改正
令和 3 年 4 月 1 日 一部改正
令和 7 年 6 月 1 日 一部改正

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めることを目的に、市民が自主的・主体的に行う安心・安全の取組を推進するための活動に要する費用の一部に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第 2 条 補助金は、伏見地域（伏見区の所管区域内のうち、深草支所の所管区域及び醍醐支所の所管区域を除く区域）の小学校区又は元学区（以下「学区・地域」という。）を単位として活動する団体で、次に掲げる各号の要件を満たす団体が実施する、防犯、地域福祉、防災及び子どもたちの安全対策などの分野において、身近な安心・安全の確保のための活動（以下「補助活動」という。）に対して交付する。

(1) 市政協力委員連絡協議会、自治連合会その他の地域における各種の団体を中心に構成される横断的な団体

(2) 取組を継続的に実施できる団体

2 補助金は、前項に規定する要件を満たし、区長が適当と認める補助活動に対し、予算の範囲内で交付する。

3 第 1 項に定める補助活動であっても、営利・宗教・政治を目的とした活動を行う場合は、補助金を交付しない。

(補助金の額)

第 3 条 補助金の額は、補助活動に要する費用の 4 分の 3 に相当する額以内の額（100 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）で、毎年度予算の範囲内において交付するものとする。

2 前項の規定により一の年度において一の団体が交付を受ける補助金の額は、100,000 円を超えることができない。

3 前項の規定にかかわらず、複数の学区・地域が協力して活動する場合は、前号に規定する額にそれぞれ当該活動に参画する学区・地域の数を乗じた額以内で交付することができる。

4 第 1 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる費用は、交付の対象外とする。

- (1) 事務所等に設置する備品（取得単価（税込み）が5万円を超える物品）
- (2) 事務所等の維持経費
- (3) 研修会等への参加に要する経費
- (4) 団体の構成員に対する人件費・謝礼
- (5) 団体の構成員による会合等の飲食費
- (6) その他区長が適当でないと認める費用

（交付の申請）

第4条 条例第9条の規定による申請は、区長が指定する期間内に、次の各号に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 学区の安心安全ネット継続応援事業補助金交付申請書（第1号様式）
- (2) 学区の安心安全ネット事業補助金収支予算書（第2号様式）
- (3) その他区長が必要と認める書類

- 2 申請を行う団体は、補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく仕入れに係る消費税及び地方消費税として控除することができる部分の金額に補助対象経費に占める補助金の額の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の決定及び標準処理期間）

第5条 区長は、前条に規定する区長が指定する期間の終了後、30日以内に、条例第10条各項の決定をするものとする。

- 2 区長は、前項の規定による決定をしようとするときは、区長が別に指定する者（以下「審査者」という。）に審査を求めることができる。
- 3 審査者は、区長からの求めがあったときは、申請書に基づき審査を行い、その結果を区長に報告するものとする。
- 4 区長は、第1項の規定により交付を決定したときは、学区の安心安全ネット継続応援事業補助金交付決定通知書（第3号様式）により、不交付を決定したときは、学区の安心安全ネット継続応援事業補助金不交付決定通知書（第4号様式）により、それぞれ当該団体に通知する。

（変更等の承認の申請）

第6条 条例第11条第1項第1号及び第2号による補助事業等の内容若しくは経費の配分の変更又は中止に係る市長等の承認の申請は、次の各号に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 学区の安心安全ネット継続応援事業計画変更・中止承認申請書（第5号様式）
- (2) 学区の安心安全ネット事業補助金収支予算書（第2号様式） ※変更申請のみ。

- 2 条例第11条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次のとおりとする。

- (1) 補助目的達成のために関連する事業間の弾力的な遂行を認める必要がある場合
- (2) 補助目的の変更をもたらすものでなく、かつ、補助事業者等の自由な創意により計画

変更を認めることが、より能率的な補助目的達成に資すると考えられる場合

(3) 補助目的及び事業能率に関係ない事業計画の細部の変更である場合

(4) 事務費間の流用で、流用先の経費に対する流用額の比率が極めて低い場合

3 区長は、第1項の規定による申請があった場合において、これを審査し、止むを得ないと認めるときは、これを承認し、その旨を学区の安心安全ネット継続応援事業補助金変更・中止承認通知書（第6号様式）により、交付決定団体に通知する。

（事業完了の届出）

第7条 条例第18条の規定による実績報告は、事業が終了した後、速やかに次の各号に掲げる書類により行うものとする。

(1) 学区の安心安全ネット継続応援事業実績報告書（第7号様式）

(2) 学区の安心安全ネット継続応援事業補助金収支決算書（第8号様式）

(3) 領収書の写し

(4) その他区長が必要と認める書類

2 事業を行う団体は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の交付）

第8条 区長は、前条の規定による報告があった場合において、適当と認めるときは、学区の安心安全ネット継続応援事業補助金交付額決定通知書（第9号様式）により通知し、補助金を交付する。

（補助金の概算払）

第9条 交付決定団体は、条例第21条第2項の規定による補助金の概算払を受けようとするときは、第4条の規定による学区の安心安全ネット継続応援事業補助金交付申請書において、その旨を区長に届け出なければならない。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第10条 補助事業者は、補助事業完了後に申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第10号様式）により区長に報告しなければならない。

2 区長は、前項の報告があった場合、当該仕入控除税額の全部又は一部を納付させることがある。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年9月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年6月1日から施行する。